

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	交際費の課税の特例(中小法人における損金算入の特例)措置の延長																																		
2	対象税目	(法人税:外)(国税 29) (法人住民税:外、法人事業税:外)(地方税 39) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】																																		
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>中小法人が支出した交際費等について、定額控除限度額(800万円)までの損金算入を認める措置。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法第 61 条の 4、第 68 条の 66 ・租税特別措置法施行令第 37 条の 4、第 37 条の 5、第 39 条の 93、第 39 条の 94、第 39 条の 95 ・租税特別措置法施行規則第 21 条の 18 の 4、第 22 条の 61 の 4 																																		
4	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課																																		
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 26 年度~31 年度																																		
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 29 年度(交際費課税制度の創設年度)</p> <p>〈最近の主な改正〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%;">対象法人 (資本金別)</th> <th style="width: 50%;">損金算入限度額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">昭和 57 年度</td> <td style="text-align: center;">5,000 万円超</td> <td style="text-align: center;">全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">定額控除 (300 万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">定額控除 (400 万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">平成 6 年度</td> <td style="text-align: center;">5,000 万円超</td> <td style="text-align: center;">全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">定額控除 (300 万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">定額控除 (400 万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">平成 10 年度</td> <td style="text-align: center;">5,000 万円超</td> <td style="text-align: center;">全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">定額控除 (300 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">定額控除 (400 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平成 14 年度</td> <td style="text-align: center;">5,000 万円超</td> <td style="text-align: center;">全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">定額控除 (400 万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">平成 15 年度</td> <td style="text-align: center;">1 億円超</td> <td style="text-align: center;">全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 億円以下</td> <td style="text-align: center;">定額控除 (400 万円) × 90%</td> </tr> </tbody> </table>		対象法人 (資本金別)	損金算入限度額等	昭和 57 年度	5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円)	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円)	平成 6 年度	5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 90%	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 90%	平成 10 年度	5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 80%	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%	平成 14 年度	5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%	平成 15 年度	1 億円超	全額損金不算入	1 億円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
	対象法人 (資本金別)	損金算入限度額等																																		
昭和 57 年度	5,000 万円超	全額損金不算入																																		
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円)																																		
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円)																																		
平成 6 年度	5,000 万円超	全額損金不算入																																		
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 90%																																		
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 90%																																		
平成 10 年度	5,000 万円超	全額損金不算入																																		
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 80%																																		
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%																																		
平成 14 年度	5,000 万円超	全額損金不算入																																		
	5,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%																																		
平成 15 年度	1 億円超	全額損金不算入																																		
	1 億円以下	定額控除 (400 万円) × 90%																																		

			平成 18 年度	全法人	一人当たり 5000 円以下の飲食費（社内飲食費を除く）について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。
			平成 21 年度 （経済危機 対策）	1 億円超	全額損金不算入
				1 億円以下	定額控除（600 万円）×90%
			平成 25 年度	1 億円超	全額損金不算入
				1 億円以下	定額控除（800 万円） （定額控除限度額までの 10% の損金不算入措置を廃止）
			平成 26 年度	1 億円超	飲食費 50%まで損金算入
				1 億円以下	定額控除限度額（800 万円）ま での損金算入又は飲食費 50% まで損金算入の選択適用
			平成 28 年度	2 年間の延長（平成 29 年度末まで）	
7	適用又は延長期間		2 年間（平成 30 年度～31 年度）		
8	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。こうした中小企業の営業活動の促進を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>一般的に中小企業は、大企業と比較すると、新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られている。そのため、交際費を支出することによって、取引の拡大や事業活動の円滑化を図っており、中小企業にとって交際費は不可欠な販売促進手段となっている。</p> <p>また、中小企業の交際費支出は、飲食店での消費や贈答品の購入等が多いことから、飲食業や小売業等の需要喚起にも資するものである。</p> <p>そのため、本措置を延長し、地域活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化を支援するとともに、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵を行き渡らせることが必要である。</p>		
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	<p>中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化</p>		
		③ 達成目標 及びその 実現によ る寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的としており、地域の中小企業も含めて景気回復の恩恵が行き渡ることを確認するため、中小企業の業況判断DI(中小企業景況調査)の数値等を参考にする。</p>		

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、個々の中小企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、中小企業の営業活動の促進を図る。</p>																												
9	有効性等	① 適用数等	<p>【交際費等支出法人数(資本金1億円以下)】</p> <p>平成26年度:2,223,101社 平成27年度:2,261,988社 平成28~31年度:2,261,988社</p> <p>※平成28年度以降は推計(直近の中小企業の業況判断D Iが横ばい傾向であることを鑑み、平成27年度の実績と同等程度適用があると推計)</p> <p>(出典)「会社標本調査」(国税庁)</p> <p>【交際費等支出法人(資本金1億円以下)の業種毎の割合】(平成27年度)</p> <p>(出典)「会社標本調査」(国税庁)</p> <p>【損金算入額(資本金1億円以下)】</p> <p>平成26年度:2,262,294百万円 平成27年度:2,449,252百万円 平成28~31年度:2,449,252百万円</p> <p>※平成28年度以降は推計(直近の中小企業の業況判断D Iが横ばい傾向であることを鑑み、平成27年度の実績と同等程度適用があると推計)</p> <p>(出典)「会社標本調査」(国税庁)</p>																												
		② 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>307,791</td> <td>53,248</td> <td>115,790</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>321,811</td> <td>55,673</td> <td>129,169</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>315,078</td> <td>40,645</td> <td>129,188</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>315,078</td> <td>40,645</td> <td>129,188</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>312,385</td> <td>40,298</td> <td>129,188</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>312,385</td> <td>40,298</td> <td>129,188</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典)「会社標本調査」(国税庁)等から推計 (直近の中小企業の業況判断D Iが横ばい傾向であることを鑑み、平成27年度の実績と同等程度適用があると推計)</p>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成26年度	307,791	53,248	115,790	平成27年度	321,811	55,673	129,169	平成28年度	315,078	40,645	129,188	平成29年度	315,078	40,645	129,188	平成30年度	312,385	40,298	129,188	平成31年度	312,385	40,298	129,188
	法人税	法人住民税	法人事業税																												
平成26年度	307,791	53,248	115,790																												
平成27年度	321,811	55,673	129,169																												
平成28年度	315,078	40,645	129,188																												
平成29年度	315,078	40,645	129,188																												
平成30年度	312,385	40,298	129,188																												
平成31年度	312,385	40,298	129,188																												

③ 効果・税収
減是認効果

《効果》

コスト削減傾向の中、交際費については、平成 26 年度税制改正による効果もあり、損金算入額は右肩上がりを実績が伸びている。本措置によって、中小企業の営業活動の促進に一定の効果があったと考えられる。(上記「租税特別措置の適用実績」参照)

一方、我が国経済は緩やかな回復基調が続いていたものの、近年は横ばい傾向にある。直近の中小企業の業況判断DIは▲14.3(平成 29 年 4~6 月)となっている。

これらの状況から、引き続き本措置によって中小企業の経済活動の活性化を支援していくことが必要である。



(出典)「中小企業景況調査」(中小企業庁)

なお、中小企業庁委託調査を利用した分析では、交際費支出額が 1% 減少した場合、売上高は 0.17% 減少する関係(※1)となっており、よって本措置の縮小により、交際費等支出額が減少した場合、減少額 1 億円あたり、1700 万円売上高が減少することとなる。

同委託調査では、本措置の定額控除限度額(800 万円)が小さくなった場合、17.6%の企業が交際費等支出額を減らす(うち、大きく減らすと回答したのは 2.7%)と回答し、本措置の損金算入割合(100%)が縮小された場合、29.1%の企業が交際費等支出額を減らす(うち、大きく減らすと回答したのは 5.5%)と回答していることから、本措置が中小企業の売上高の増加に寄与していることが分かる。

これらから、中小法人にとって必要不可欠な営業経費である交際費について、税制上の優遇を施す本措置は中小企業の経営安定、事業の活性化に寄与しており、手段として有効である。

(※1) 中小企業庁委託調査における回答企業のデータから重回帰分析。

$LN(\text{売上高}) = 2.87 + 0.17LN(\text{交際費支出}) + 0.31LN(\text{資本金}) + 0.69LN(\text{従業員数}) + 0.23D(\text{建設業}) + 0.15D(\text{製造業}) - 0.02D(\text{情報通信業}) + 0.04D(\text{運輸業}) + 0.51D(\text{卸売・小売業}) + 0.33D(\text{不動産業}) + 0.18D(\text{飲食業}) - 0.12D(\text{宿泊業}) + 0.01D(\text{その他サービス業})$

(備考) 補正R2 = 0.76

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>交際費は取引先との関係維持・拡大、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、交際費について、税制上の優遇を施すことで、営業活動を支援することは手段として有効である。</p> <p>なお、中小企業庁委託調査では、交際費の必要性について「既存顧客との取引を維持・拡大するために必要」という回答が75.4%、「新規顧客を開拓するために必要」という回答が32.9%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定性的に把握できる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出(冗費)を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、販売促進等の手段として交際費を支出することが事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものである。</p> <p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、本措置の適用期限を延長することで、中小企業の営業活動を促進し、中小企業の経済活動の活性化を支援することは妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は、中小企業の経済活動の活性化を支援することを目的とするもの。中小企業は、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在であることから、地方公共団体が協力することが相当である。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月(H27 経産11)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
2	対象税目	(国税 30・地方税 40(自動連動)) (所得税:外、法人税:義、個人住民税:外、法人住民税:義、法人事業税:義) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>【要望事項】 適用期限を2年延長する。</p> <p>【制度概要】 従業員 1,000 人以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。</p> <p>《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、第 68 条の 102 の 2、租税特別措置法施行令第 39 条の 28、第 39 条の 124)</p>
4	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年8月 分析対象期間:平成 26 年度～31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 15 年度 創設</p> <p>平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で2年間の延長(平成 20 年3月末まで)</p> <p>平成 20 年度 2年間の延長(平成 22 年3月末まで)</p> <p>平成 22 年度 2年間の延長(平成 24 年3月末まで)</p> <p>平成 24 年度 2年間の延長(平成 26 年3月末まで)</p> <p>平成 26 年度 2年間の延長(平成 28 年3月末まで)</p> <p>平成 28 年度 従業員 1,000 人以下の事業者に限定し、2年間の延長(平成 30 年3月末まで)</p>
7	適用又は延長期間	平成 30 年4月1日から平成 32 年3月 31 日まで(2年間)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。平成 30 年 10 月には消費税率の再引上げ及び軽減税率の導入が予定されている中で、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を</p>

			払うこと」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	中小・地域経済 経営安定・取引適正化
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20人未満の企業での経理人員は1.1人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとする。</p> <p>個人事業主に関しては、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達について、延長適用期間(平成31年度末まで)での達成を目指す。</p> <p>また、法人に関しては、中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達について、延長適用期間(平成31年度末まで)での達成を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合</p> <p>法人:中小企業庁が実施するアンケート調査での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業、とりわけ規模の小さな企業では、資金調達環境が厳しく、新規顧客の開拓も困難な一方で、経理担当の人員が少なく適切な経営状況の把握もままならない状況にあり、効率的に事務を行うことが必要となっている。</p> <p>本措置により、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等事務の効率化に資する設備投資が促進されることにより、経理担当人員が少ない中小企業でも、必要な時期に、より正確な経営状況の把握を可能とし、事業見通しの分析や財務諸表の信用力を向上させることによって、資金調達環境の改善や新規顧客の開拓に寄与し、中小企業の活力向上が図られる。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>【適用社数】</p> <p>平成26年度:504,568社 平成27年度:489,992社 平成28年度:506,652社 平成29年度:523,878社 平成30年度:541,690社 平成31年度:560,107社</p> <p>【適用総額】</p> <p>平成26年度:2,851億円 平成27年度:2,768億円 平成28年度:2,862億円 平成29年度:2,951億円 平成30年度:3,060億円</p>

		平成 31 年度:3,164 億円																												
		<p>【本措置の利用業種】(平成 27 年度)</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>運輸通信公益事業</td> <td>卸売業</td> <td>小売業</td> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>18.2</td> <td>14.9</td> <td>3.5</td> <td>8.0</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>不動産業</td> <td>料理飲食旅館業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>7.7</td> <td>4.7</td> <td>28.8</td> <td>1.6</td> <td></td> </tr> </table> <p>出典:「租税特別措置の適用実態の調査に関する報告書」 ※平成 28 年度以降の適用社数、適用総額については、3.4%(平成 25 年度～平成 27 年度までの適用者数の平均増加率)ずつ増加していくものと推定。</p>	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業	割合 (%)	18.2	14.9	3.5	8.0	9.4	業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他		割合 (%)	7.7	4.7	28.8	1.6					
業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業																									
割合 (%)	18.2	14.9	3.5	8.0	9.4																									
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他																										
割合 (%)	7.7	4.7	28.8	1.6																										
②	減収額	<p>(単位:億円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>法人税</td> <td>法人住民税</td> <td>法人事業税</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>273</td> <td>35</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>265</td> <td>34</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>274</td> <td>35</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>283</td> <td>37</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>293</td> <td>38</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>303</td> <td>39</td> <td>122</td> </tr> </table> <p>出典:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を基に試算した減収額(実績推計)」 ※平成 28 年度以降については、3.4%(平成 25 年度～27 年度までの適用者数の平均増加率)ずつ増加していくものと推定。</p>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成 26 年度	273	35	110	平成 27 年度	265	34	106	平成 28 年度	274	35	112	平成 29 年度	283	37	116	平成 30 年度	293	38	121	平成 31 年度	303	39	122
	法人税	法人住民税	法人事業税																											
平成 26 年度	273	35	110																											
平成 27 年度	265	34	106																											
平成 28 年度	274	35	112																											
平成 29 年度	283	37	116																											
平成 30 年度	293	38	121																											
平成 31 年度	303	39	122																											
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>中小企業におけるパソコン利用状況は、本制度創設時と比べて一定の改善が見られる(※)。しかし、中小企業は、消費税率の引上げや円安による輸入価格上昇の影響等、業績見通しが立てにくい中で、全体として設備投資が抑制される傾向にあることから、目標達成には至っていない。</p> <p>なお、中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小企業のうち、約半数がパソコンを取得している。また、情報機器や事務処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本措置を利用した中小企業の約7割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。</p> <p>※中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況 個人事業主:平成 28 年:31.6%(対前々年比 +0.4 ポイント) 法人:平成 29 年:84.7%(対前々年比+1.7 ポイント) (出典) 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省) 法人:「中小企業アンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>減収額(億円)</td> <td>個人事業主 (従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)</td> <td>法人 (従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>520</td> <td>28.5</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>164</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> </table>	年度	減収額(億円)	個人事業主 (従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)	法人 (従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)	20	520	28.5	75.1	22	164	27.6	64.9																
年度	減収額(億円)	個人事業主 (従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)	法人 (従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)																											
20	520	28.5	75.1																											
22	164	27.6	64.9																											

			<table border="1"> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>242</td> <td>30.8</td> <td>70.0</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>265</td> <td>33.0</td> <td>83.0</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>303</td> <td>31.6</td> <td>84.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置により、従業員 20 名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合はともに上昇傾向にあり、中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させることが定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1%増加すると、労働生産性が 0.11% (※) 増加する。</p> <p>(※)「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の本特例措置利用データから重回帰分析。</p> $\text{LN(労働生産性(売上高/従業員数))} = 3.89 + 0.11\text{LN(資本ストック/従業員数)} + 0.11\text{LN(少額特例利用額/従業員数)} + 0.22\text{D(建設業)} + 0.03\text{D(製造業)} - 0.08\text{D(情報通信業)} - 0.07\text{D(運輸業)} + 0.45\text{D(卸売・小売業)} + 0.37\text{D(不動産業)} - 0.12\text{D(飲食業)} - 0.15\text{D(宿泊業)} - 0.41\text{D(教育・学習支援業)} - 0.08\text{D(その他サービス業)}$ <p>(備考)補正R2=0.32</p>	24	242	30.8	70.0	27	265	33.0	83.0	29	303	31.6	84.7
24	242	30.8	70.0												
27	265	33.0	83.0												
29	303	31.6	84.7												
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減、事務の効率化による中小企業の活力向上を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で、事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本措置は租税特別措置によるべき措置である。												
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。												
		③ 地方公共団体が協力する相当性	中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的な役割を担っている。本措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。												
11	有識者の見解	—													
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月													

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
(要望の措置の適用見込み積算資料)

1. 法人

(1) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(以下、「適用実態調査」)の
情報がある平成 25 年度から平成 27 年度までの適用社数から、平均伸び率を算出。

平成 25 年度	459,729 件		
平成 26 年度	504,568 件	(前年度比	9.8%)
平成 27 年度	489,992 件	(前年度比	-2.9%)
		平均	<u>3.4%</u>

(2) 「適用実態調査」の平成 27 年度実績に、(1) で算出した平均伸び率を掛け、平成 26
年度以降の適用社数を推計。

平成 28 年度	506,652 社	(489,992 × 1.034)
平成 29 年度	523,878 社	(506,652 × 1.034)
平成 30 年度	541,690 社	(523,878 × 1.034)
平成 31 年度	560,107 社	(541,690 × 1.034)

2. 個人

(1) 「中小企業実態基本調査」の平成 27 年度実績に、1. (1) で算出した伸び率を掛け、
平成 28 年度以降の適用者数を推計。

平成 26 年度	58,653 者	
平成 27 年度	51,714 者	
平成 28 年度	53,472 者	(51,714 × 1.034)
平成 29 年度	55,290 者	(53,472 × 1.034)
平成 30 年度	57,170 者	(55,290 × 1.034)
平成 31 年度	59,114 者	(57,170 × 1.034)

3. 地方法人二税の減収見込み額

(1) 法人住民税

$$29,300 \text{ 百万円} (\text{※1}) \times 12.9\% (\text{法人住民税率}) \\ = \underline{3,780 \text{ 百万円}}$$

(※1) 平成30年度の国税減収見込額

平成27年度の減収額(265億円)から、3.4%(平成25年度から平成27年度までの適用社数の平均伸び率)ずつ増加するものと推計

(2) 法人事業税の減収額

①法人事業税所得割の減収額

$$126,293 \text{ 百万円} (\text{※2}) \times 6.7\% (\text{外形外法人の税率}) = \underline{8,462 \text{ 百万円}}$$

$$(\text{※2}) 29,3 \text{ 百万円} \div 23.2\% (\text{法人税率})$$

②地方法人特別税の減収額

$$8,462 \text{ 百万円} \times 43.2\% (\text{外形外法人の税率}) = \underline{3,655 \text{ 百万円}}$$

(3) 合計

$$3,780 \text{ 百万円} + 8,462 \text{ 百万円} + 3,655 \text{ 百万円} = \underline{15,897 \text{ 百万円}}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(生コンクリート製造業)
2	対象税目	(地方税20)(軽油引取税:外) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 生コンクリート製造業を営む者の事業場内において、専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき 32,100 円(32.1 円/L)の課税免除の延長。
		《関係条項》 地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号 地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 7 号
4	担当部局	製造産業局素材産業課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年4月1日～平成33年3月31日
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度 創設 平成21年度 3年間延長 平成24年度 3年間延長 平成27年度 3年間延長
7	適用又は延長期間	平成30年4月1日～平成33年3月31日(3年間)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートを円滑かつ低廉に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る。 《政策目的の根拠》 生コンクリートは、社会資本整備や土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。 一方、こうした生コンクリートを製造する事業場内で使用するフォークリフトやホイールローダー等で使用する軽油は、運輸業のトラック等と異なり、他の動力等に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業(中小企業比率99%)であり、軽油引取税による課税があった場合に、その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある生コンクリート製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に不可欠な生コンクリートの安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートの円滑で低廉な供給を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業比率が高く下流産業に価格転嫁が難しい生コンクリート製造業者の経営の安定を通じて急激な価格上昇の抑制を図ることは、円滑な生コンクリートの供給につながるほか、生コンクリート製造産業における雇用の維持に寄与する。</p>																														
9	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(適用件数)</th> <th>(適用数量(kL))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年度</td><td>90</td><td>809</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>92</td><td>905</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>87</td><td>779</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>80</td><td>761</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>80</td><td>761</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>80</td><td>761</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>80</td><td>761</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>80</td><td>761</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td>80</td><td>761</td></tr> </tbody> </table> <p>出所:総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成28年度以降は経済産業省試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む。)</p>	(年度)	(適用件数)	(適用数量(kL))	平成24年度	90	809	平成25年度	92	905	平成26年度	87	779	平成27年度	80	761	平成28年度	80	761	平成29年度	80	761	平成30年度	80	761	平成31年度	80	761	平成32年度	80	761
(年度)	(適用件数)	(適用数量(kL))																															
平成24年度	90	809																															
平成25年度	92	905																															
平成26年度	87	779																															
平成27年度	80	761																															
平成28年度	80	761																															
平成29年度	80	761																															
平成30年度	80	761																															
平成31年度	80	761																															
平成32年度	80	761																															
		② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(減収額(百万円))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年度</td><td>26</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>29</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>25</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>24</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>24</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>24</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>24</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>24</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td>24</td></tr> </tbody> </table> <p>出所:総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成28年度以降は経済産業省試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む。)</p>	(年度)	(減収額(百万円))	平成24年度	26	平成25年度	29	平成26年度	25	平成27年度	24	平成28年度	24	平成29年度	24	平成30年度	24	平成31年度	24	平成32年度	24										
(年度)	(減収額(百万円))																																
平成24年度	26																																
平成25年度	29																																
平成26年度	25																																
平成27年度	24																																
平成28年度	24																																
平成29年度	24																																
平成30年度	24																																
平成31年度	24																																
平成32年度	24																																
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>生コンクリートの市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間において1%程度の変動で推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない。これらは将来においても同程度の効果があるものと想定される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>セメント(原料)</th> <th>生コンクリート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年</td><td>101.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>100.0%</td><td>101.4%</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>102.0%</td><td>102.2%</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>101.0%</td><td>103.4%</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>100.0%</td><td>100.6%</td></tr> </tbody> </table> <p>出所:(一財)経済調査会「積算資料」</p>		セメント(原料)	生コンクリート	平成24年	101.0%	100.0%	平成25年	100.0%	101.4%	平成26年	102.0%	102.2%	平成27年	101.0%	103.4%	平成28年	100.0%	100.6%												
	セメント(原料)	生コンクリート																															
平成24年	101.0%	100.0%																															
平成25年	100.0%	101.4%																															
平成26年	102.0%	102.2%																															
平成27年	101.0%	103.4%																															
平成28年	100.0%	100.6%																															

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>アンケート調査によれば、本措置が廃止された場合には、現在本措置を活用している事業者のうち87%の事業者が販売先の手ゼネコンに対して、価格転嫁が難しいと回答している。</p> <p>また、生コンクリートの市場価格についても、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間において1%程度の変動で推移していることから、製品の低廉かつ安定的な供給が確保されてきたところである。</p> <p>したがって、本措置は当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、生コンクリートの円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用される生コンクリートの円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な当該事業者の経営安定等に大きな影響がある。</p> <p>本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、製品の安定供給にも支障が生じる可能性がある。このため、本措置はこうした事態を回避し、国民生活に直結した土木・建築工事に必要な物資の安定供給と当該産業での雇用の安定化に貢献する有効な措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置により、製品の円滑かつ低廉な供給と、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展に大きく寄与している。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(セメント製品製造業)
2	対象税目	(地方税21)(軽油引取税:外) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 セメント製品製造業を営む者の事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円(32.1円/L)の課税免除の延長。 《関係条項》 地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7号
4	担当部局	製造産業局素材産業課、生活製品課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年4月1日～平成33年3月31日
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和56年度 創設 平成21年度 3年間延長 平成24年度 3年間延長 平成27年度 3年間延長
7	適用又は延長期間	平成30年4月1日～平成33年3月31日(3年間)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品を円滑かつ低廉に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る。 《政策目的の根拠》 コンクリート管やコンクリートブロック等のセメント製品は、社会資本整備や土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。 一方、こうしたセメント製品を製造する事業場内で使用するフォークリフトやホイールローダー等で使用する軽油は、運輸業のトラック等と異なり、他の動力等に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業(中小企業比率99%)であり、軽油引取税による課税があった場合に、その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にあるセメント製品製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に不可欠なセメント製品の安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品の円滑で低廉な供給を図る。</p>																														
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業比率が高く下流産業に価格転嫁が難しいセメント製品製造事業者の経営の安定を通じて急激な価格上昇の抑制を図ることは、円滑なセメント製品の供給につながるほか、セメント製品製造産業における雇用の維持に寄与する。</p>																														
9	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(適用件数)</th> <th>(適用数量(kL))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年度</td><td>1,011</td><td>17,984</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>986</td><td>19,493</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>952</td><td>19,232</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>933</td><td>17,913</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>933</td><td>17,913</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>933</td><td>17,913</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>933</td><td>17,913</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>933</td><td>17,913</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td>933</td><td>17,913</td></tr> </tbody> </table> <p>出所:総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成28年度以降は経済産業省試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む。)</p>	(年度)	(適用件数)	(適用数量(kL))	平成24年度	1,011	17,984	平成25年度	986	19,493	平成26年度	952	19,232	平成27年度	933	17,913	平成28年度	933	17,913	平成29年度	933	17,913	平成30年度	933	17,913	平成31年度	933	17,913	平成32年度	933	17,913
(年度)	(適用件数)	(適用数量(kL))																															
平成24年度	1,011	17,984																															
平成25年度	986	19,493																															
平成26年度	952	19,232																															
平成27年度	933	17,913																															
平成28年度	933	17,913																															
平成29年度	933	17,913																															
平成30年度	933	17,913																															
平成31年度	933	17,913																															
平成32年度	933	17,913																															
		② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(減収額(百万円))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>625</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>617</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>575</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>575</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>575</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>575</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>575</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td>575</td></tr> </tbody> </table> <p>出所:総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成28年度以降は経済産業省試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む。)</p>	(年度)	(減収額(百万円))	平成24年度	577	平成25年度	625	平成26年度	617	平成27年度	575	平成28年度	575	平成29年度	575	平成30年度	575	平成31年度	575	平成32年度	575										
(年度)	(減収額(百万円))																																
平成24年度	577																																
平成25年度	625																																
平成26年度	617																																
平成27年度	575																																
平成28年度	575																																
平成29年度	575																																
平成30年度	575																																
平成31年度	575																																
平成32年度	575																																
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>セメント製品の市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間においても、ほぼ変動がなく推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない。これらは将来においても同程度の効果があるものと想定される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>セメント(原料)</th> <th>セメント製品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年</td><td>101.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>102.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>101.0%</td><td>100.0%</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>出所:(一財)経済調査会「積算資料」</p>		セメント(原料)	セメント製品	平成24年	101.0%	100.0%	平成25年	100.0%	100.0%	平成26年	102.0%	100.0%	平成27年	101.0%	100.0%	平成28年	100.0%	100.0%												
	セメント(原料)	セメント製品																															
平成24年	101.0%	100.0%																															
平成25年	100.0%	100.0%																															
平成26年	102.0%	100.0%																															
平成27年	101.0%	100.0%																															
平成28年	100.0%	100.0%																															

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>アンケート調査によれば、約8割のセメント製品製造事業者等が本措置を利用している一方で、本措置が廃止された場合には、これまで税制措置を受けていた事業者のうち9%の事業者が平均3人の従業員の削減を考えると回答しており、本措置がなくなった場合には業界の雇用維持に影響がある。本措置は、昨今の厳しい雇用情勢の中、地域の雇用維持に大きく貢献している。</p> <p>さらに、セメント製品の市場価格についても、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間においてほぼ変動がなく推移していることから、製品の低廉かつ安定的な供給が確保されてきたところである。</p> <p>したがって、本措置は当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、セメント製品の円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用されるセメント製品の円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な当該事業者の経営安定等に大きな影響がある。</p> <p>本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、製品の安定供給にも支障が生じる可能性がある。このため、本措置はこうした事態を回避し、国民生活に直結した土木・建築工事に必要な物資の安定供給と当該産業での雇用の安定化に貢献する有効な措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置により、製品の円滑かつ低廉な供給と、中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展に大きく寄与している。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業)
2	対象税目	(地方税22)(軽油引取税:外) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>さく岩機、動力付試すい機並びに鉱物(岩石及び砂利に限る)の掘削事業を営む者の事業場(砂利を洗浄する場所を含む。)内において、専らその掘削、積込み又は運搬のために使用する機械(道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円(32.1円/L)の課税免除の特例措置</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項</p>
4	担当部局	製造産業局素材産業課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年4月1日～平成33年3月31日
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和36年度 創設</p> <p>昭和37年度 拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鉱物」に「砂利」を含める。 ・対象機械を「「鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー」から「鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械」に拡充。 <p>昭和46年度 拡充 「事業場」に「砂利を洗浄する場所」を含める。</p> <p>平成21年度 3年間延長</p> <p>平成24年度 3年間延長</p> <p>平成27年度 3年間延長</p>
7	適用又は延長期間	平成30年4月1日～平成33年3月31日(3年間)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>鉄鋼、セメント、木材等と並んで土木・建築用の重要な基礎資材である砂利、碎石(岩石を砕いたもの)を円滑かつ低廉に供給することにより、国民の生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設(民生需要)を円滑に進めるとともに、中小企業である砂利採取業者や採石業者の経営の安定と雇用の安定化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>砂利等は、骨材の中核として、生コンクリートの原料や路盤材など社会資本整備に必要な土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、住宅、ビル並びに道路、橋、トンネル、ダム、鉄道及び港湾施設のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。</p> <p>一方、砂利採取場や採石場で掘削などに使用されるブルドーザーや油圧ショベル等は、運輸業のトラック等と異なり、他の運送手段や動力源に転換する</p>

			<p>ことができない。また、事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業(中小企業比率99%)であり、軽油引取税による課税があった場合に、立場上その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。更に、アンケート調査によれば、生産費中に占める軽油価格の割合も平均1割を超えており極めて高い。</p> <p>こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある砂利採取業者等に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に必要な不可欠な砂利等の安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。</p> <p>また、砂利等を採取する際に適用を受ける砂利採取法(昭和43年法律第74号)や採石法(昭和25年法律第291号)においても、資材としての重要性や事業所の中小企業性等から、それらの目的(第1条)において、当該事業の健全な発達を図る旨が規定されている。</p>																														
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化</p>																														
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業である砂利採取業者等の経営の安定と雇用を維持し、土木・建築用の重要な基礎資材である砂利等の円滑かつ低廉な供給を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業比率が高く、下流産業に価格転嫁が難しい砂利採取業者等の経営の安定を通じて大幅な価格上昇の抑制を図ることは、砂利等の円滑で低廉な供給と砂利採取業者等における経営の安定と雇用の維持に大きく寄与する。</p>																														
9	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用数量(kL)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年度</td><td>1,965</td><td>313,891</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>1,953</td><td>330,762</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>1,948</td><td>343,465</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>1,964</td><td>334,528</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>1,964</td><td>334,528</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>1,964</td><td>334,528</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>1,964</td><td>334,528</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>1,964</td><td>334,528</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td>1,964</td><td>334,528</td></tr> </tbody> </table> <p>※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に、岩石及び砂利掘採業以外の事業(石灰石・鉱物掘採業及び石炭掘採業)の実績値(担当部署に確認)を減算した値を当該業として算定。平成28年度以降は経済産業省調べ・試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む)</p>		適用件数	適用数量(kL)	平成24年度	1,965	313,891	平成25年度	1,953	330,762	平成26年度	1,948	343,465	平成27年度	1,964	334,528	平成28年度	1,964	334,528	平成29年度	1,964	334,528	平成30年度	1,964	334,528	平成31年度	1,964	334,528	平成32年度	1,964	334,528
	適用件数	適用数量(kL)																															
平成24年度	1,965	313,891																															
平成25年度	1,953	330,762																															
平成26年度	1,948	343,465																															
平成27年度	1,964	334,528																															
平成28年度	1,964	334,528																															
平成29年度	1,964	334,528																															
平成30年度	1,964	334,528																															
平成31年度	1,964	334,528																															
平成32年度	1,964	334,528																															
		② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年度</td><td>10,076</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>10,617</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>11,025</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>10,738</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>10,738</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>10,738</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>10,738</td></tr> </tbody> </table>		減収額(百万円)	平成24年度	10,076	平成25年度	10,617	平成26年度	11,025	平成27年度	10,738	平成28年度	10,738	平成29年度	10,738	平成30年度	10,738														
	減収額(百万円)																																
平成24年度	10,076																																
平成25年度	10,617																																
平成26年度	11,025																																
平成27年度	10,738																																
平成28年度	10,738																																
平成29年度	10,738																																
平成30年度	10,738																																

			<p>平成31年度 10,738</p> <p>平成32年度 10,738</p> <p>※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に、岩石及び砂利掘採業以外の事業(石灰石・鉱物掘採業及び石炭掘採業)の実績値(担当部署に確認)を減算した値を当該業として算定。、平成28年度以降は経済産業省調べ・試算(生産量の予測が困難なため同数と見込む)</p>																		
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>砂利等の市場価格については、軽油価格の上昇(平成25年及び平成26年に6%以上上昇)に伴う価格改定による上昇が見られるが、価格上昇率が過去5年平均で2%前後と低位で推移し、供給も安定している。また、中小企業である砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。これらは、将来においても同程度の効果があるものと想定される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(砂利)</th> <th>(碎石)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年</td> <td>101.3%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>102.0%</td> <td>101.3%</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>103.6%</td> <td>103.0%</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>104.9%</td> <td>104.4%</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>100.4%</td> <td>100.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典：一般財団法人建設物価調査会「建設物価」を基に試算</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>砂利等の市場価格についても、軽油価格の上昇(平成25年及び平成26年に6%以上上昇)に伴う価格改定による上昇が見られるが、価格上昇率が過去5年平均で2%前後と低位で推移し、その円滑かつ低廉な供給が図られている。</p> <p>一方、アンケート調査によれば、8割を超える砂利採取事業者が本措置を利用している一方で、本措置が廃止された場合には、8%の事業者が当該事業からの撤退を、また、16%の事業者は従業員の削減を考へている。更に、営業利益が赤字となっている事業者の赤字幅が拡大するばかりでなく、黒字の事業者も赤字に転落する状況にあるなど、本措置の廃止は、事業からの撤退や倒産等を加速させる懸念があり、本措置は、事業者の経営の安定と地域における雇用維持に大きく貢献している。</p> <p>このように、本措置は、当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、雇用の維持により、国民生活に直結する社会資本整備や住宅等の建設に不可欠な砂利等製品の円滑かつ低廉な供給が可能となっており、将来においても同程度の効果が見込まれる。</p>		(砂利)	(碎石)	平成24年	101.3%	100.0%	平成25年	102.0%	101.3%	平成26年	103.6%	103.0%	平成27年	104.9%	104.4%	平成28年	100.4%	100.4%
	(砂利)	(碎石)																			
平成24年	101.3%	100.0%																			
平成25年	102.0%	101.3%																			
平成26年	103.6%	103.0%																			
平成27年	104.9%	104.4%																			
平成28年	100.4%	100.4%																			
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用される砂利等の円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な砂利採取業者等の経営の安定等に大きな影響がある。</p> <p>仮に本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、事業からの撤退や倒産等を加速させる懸念があるほか、製品の安定供給にも支障が生じ、結果的に国民生活に直結した建設業等にも多大な影響(国民の負担増)を及ぼす可能性があることから、こうした状況を回避する観点からも、本措置の継続は必要である。</p>																		

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の施策目的に係る他の支援や義務付けはない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置により、製品の円滑かつ低廉な供給と、中小企業者である砂利採取業者等の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展にも寄与している。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月